

# 成年後見制度

## ◎ 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人を法律的に支援するため、援助者(成年後見人など)をつける制度です。

すでに判断能力が不十分な人に代わって法律行為や契約の取り消しなどを行う「**法定後見制度**」と、元々人が将来判断能力が不十分になったときに備える「**任意後見制度**」の2つの制度があります。

## ◎ こんなときに制度を利用できます。

- ・ 認知症の父が、訪問販売で高額な商品を何度も買わせられ、困っている。
- ・ 認知症の母の不動産を処分して、老人ホームの入所費用に充てたい。
- ・ 一人息子は重度の知的障がい者で自分たち親が死んだ後が心配。



## ◎ 成年後見人はこんなことができます。

成年後見人は、本人に代わって、必要な代理行為(法律行為)、預貯金の管理、金融機関との取り引き、税金や生活費の支払い、医療・福祉サービスの契約、社会保険関連の手続きなどを行えます。ただし、いずれの行為も本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら行います。

## ◎ 管理してもらうほどの資産がない人でも制度利用が必要なときがあります。

成年後見制度は財産の量ではなく、判断能力の有無の問題です。生活保護受給者でも生活保護費をだましとられてしまう、介護保険などの契約ができないというときなどには制度利用が必要になります。

なお、成年後見人には家庭裁判所が決める額の報酬を支払わなければなりません。低所得者には助成制度があるので安心して制度を利用できます。

## ◎ 尾張東部成年後見センターをご存じですか。

平成23年10月に尾張東部圏域行政(東郷町、豊明市、日進市、長久手市、尾張旭市、瀬戸市)が共同で設置した法人です。運営費は各市町が負担しています。

## ① 法人の理念 「ゆたかに生きる権利をまもる」

判断能力が十分でなくても、その人の意思は尊重されるべきです。センターでは本人の気持ちに寄り添いながら支援をしています。

## ② 事業内容

- ・ **相談事業** 成年後見制度や権利擁護に関する相談に乗っています。
- ・ **法人後見** 必要に応じてセンターが成年後見人として支援しています。
- ・ **広報啓発** 講演会や研修会を開催しています。



## ③ 市民後見人養成への取り組み

センターでは、判断能力が不十分な人も、住み慣れたまちで安心して暮らしていける社会を目指しています。そこで、判断能力が不十分な人を地域で支えるという観点から、住民の立場で支援を行う「市民後見人」を養成する講座を開催します。

※ **市民後見人**…家庭裁判所から成年後見人などとして選任された一般住民のこと。専門組織による養成と活動支援を受けながら、住民としての特性を生かした後見活動を行います。

## ◎ 第1期市民後見人養成研修説明会

センターでは平成28年1月から市民後見人養成研修を開催する予定です。研修の開催にあたり、市民後見人の役割や研修内容などの説明会(オリエンテーション)を行います。**研修の受講には、説明会への参加が条件となりますので、研修受講希望者は必ずどちらかの説明会に参加してください。**

**と き** 11月29日(日)午後1時30分～4時  
12月2日(水)午後2時30分～5時  
※どちらも内容は同じです。

**ところ** 日進市中央福祉センター多機能室

**対 象** 東郷町・豊明市・日進市・長久手市・尾張旭市・瀬戸市在住者

**参加費** 無料

**定 員** 各開催日70人

**申込み** ①氏名②ふりがな③生年月日④年齢(平成27年12月1日現在)⑤郵便番号⑥住所⑦電話番号⑧FAX番号⑨参加希望日⑩障がいなどで配慮が必要なことなどを記入し、尾張東部成年後見センターに郵送またはファックスで申し込む ※11月25日(水)必着

▼**その他** 手話通訳・要約筆記あります。

## ◎ 問い合わせ

特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター  
(〒470-0136 日進市竹の山4丁目301番地 日進市障害者福祉センター内)

☎ 0561 (75) 5008 FAX 0561 (75) 5088

ホームページ <http://owaritoubu-kouken.net>